

鳥取県告示第21号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年1月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤 明彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みつばちガーデン
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
川口 隆之
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市南吉方二丁目62-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者及びその家族に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。